

納税の公平性確保に努めています

滞納処分までの流れ

納期限までに納付がないと・・・



督促

納期限から20日以内に督促状を発送します。



催告

文書や電話、訪問などにより納付を催告します。
それでも納付がない場合は、



財産調査

金融機関・保険会社・勤務先などに対して照会を行い、差し押さえ可能な債権がないか調査します。さらに、不動産がないか、自動車の所有などについても調査します。

また、建物（居宅）内を捜索し、差し押さえ可能な動産がないか、調査を行う場合もあります。



差し押さえ

差し押さえ後に納付があれば、差し押さえを解除します。しかし、納付がなければ・・・



換価・充当

預貯金や給与は、代位により取り立てをし、生命保険等は代位で解約し、解約返戻金を市税に充当します。動産や不動産は公売により売却し、代金を市税に充当します。



滞納処分を強化しています

みなさまから納めていただく市税は、貴重な財源として、みなさまの暮らしのために大切に使われています。

多くの市民のみなさまに定められた納期限までに納めていただいています。督促状を発送し、納付を催告しても納付されないケースがあります。

期限までに税が納付されない状態を滞納といい、期限内に納付をしている方との公平性を欠くため、市では滞納に対する対策を強化しています。

税法では、督促状発送後、10

日以内に納付がない場合は、徴収職員は「差し押さえをしなくてはならない」と定められています。ただちに差し押さえを行うことはありませんが、何の連絡や相談もないまま放置すると、左図の流れにより、財産調査などを行い、差し押さえなどの滞納処分を行います。

また、滞納の期間に応じて延滞金も発生し、税と合わせて徴収しますので、さらに負担が重くなります。

税は納期限までに納めましょう。

年度末は滞納処分の強化期間です

これから3月までの年度末にかけて、滞納処分の強化期間とされています。納め忘れの市税はありませんか？もう一度ご確認ください。

納期限内の納税が困難な場合は、ご相談ください

○災害や盗難で被害を受けた
○病気やケガで働けなくなった
○失業や事業不振などで生活が苦しくなった…等の理由で納期限内に納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

平成21年度の差し押さえ状況（12月末まで）

○預貯金	89件
○生命保険・学資保険など	15件
○給与、報酬、委託料	3件
○その他の債権	10件
○不動産	3件
○動産（自動車含む）	2件
合計	122件

差し押さえにより換価し、市税に充当した金額
および納付された金額 21,891,598円